

伊達市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本計画（第10条）

第3章 伊達市男女共同参画審議会（第11条—第14条）

第4章 雜則（第15条）

附則

人は、全て平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としてその人権を尊重されなければならない。これは、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等として定められており、これまで様々な形でその実現に向けた取組が行われてきた。

伊達市の状況に目を向けてみると、男女共同参画の理念が徐々に浸透してきているが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、家事、子育て、介護等の多くが女性の負担となっている。また、様々な分野において女性の参画が遅れている現状がみられる。少子高齢化の進展により、人口減少、地域経済の規模縮小、後継者不足といった様々な困難に直面している今、全ての人々が性別にとらわれることなく、多様な生き方を認め合い、その個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会を実現することは、伊達市にとってますます重要な課題となっている。

このような認識の下、これから伊達市が、市民一人ひとりが輝く活力と希望にあふれるまちとなるよう、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画について定めることにより男女共同参画の総合的かつ計画的な取組を推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の全過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互協力と社会支援の下に、家事、子育て、介護等と地域、職場、学校その他の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他健康について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたる心身の健康が守られること。
- (6) 男女共同参画が、国際社会における取組と密接な関係を有していることとかんがみ、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、男女間で参画の機会に格差が生じていると認められる分野及び活動において積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するにあたっては、市民、事業者及び教育関係者と協働し、また、国、県及び他の地方公共団体と連携するものとする。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、家

庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めるものとする。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女がその事業活動へ対等に参画する機会を確保するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境づくりに努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、その教育活動を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的な行為
(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者、恋人等の身近な者から受ける身体的、性的、精神的、経済的又は社会的な暴力をいう。）

(公衆に表示する情報についての留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現
(2) 男女間における暴力的行為等を助長させる表現
(3) その他、男女共同参画の推進を妨げる表現

第2章 基本計画

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

るため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて伊達市男女共同参画審議会の意見を十分反映させなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、これを広く市民に公表するとともに、毎年、実施状況報告書を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

第3章 伊達市男女共同参画審議会

(設置)

第11条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を審議するため、伊達市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第12条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画に関する事項を処理すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

- 2 委員は、見識を有する者及び公募に応じた市民のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第14条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

第4章 雜則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている伊達市男女共同参画プランは、第10条の規定により策定された基本計画とみなす。